

岩手県規則第31号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（保健福祉部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>少子化・子育て支援担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>(9) 保育士に関すること。</p> <p>(10)～(12) 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>8 〔略〕</p>	<p>（保健福祉部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>少子化・子育て支援担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>(9) 保育士及びその<u>養成施設</u>に関すること。</p> <p>(10)～(12) 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>8 〔略〕</p>
2	<p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>放射線影響対策担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>事務処理指導担当の分掌事務</u></p> <p>(1) 事務処理の適正化の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>法務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>(10) 公益認定等審議会に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>6・7 〔略〕</p> <p>8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p><u>(5) 〔略〕</u></p> <p><u>(6) 〔略〕</u></p> <p><u>(7) 〔略〕</u></p> <p><u>(8) 〔略〕</u></p> <p><u>(9) 〔略〕</u></p> <p><u>(10) 〔略〕</u></p> <p><u>(11) 〔略〕</u></p> <p><u>(12) 〔略〕</u></p> <p><u>(13) 〔略〕</u></p> <p><u>(14) 国民保護法に関する総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(15) 〔略〕</u></p> <p><u>(16) 〔略〕</u></p> <p><u>(17) 〔略〕</u></p> <p><u>(18) 〔略〕</u></p> <p>防災消防担当の分掌事務</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 自衛官募集に関すること。</u></p> <p><u>(3) 〔略〕</u></p> <p><u>(4) 〔略〕</u></p> <p><u>(5) 〔略〕</u></p> <p><u>(6) 〔略〕</u></p> <p><u>(7) 〔略〕</u></p> <p><u>(8) 〔略〕</u></p>	<p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>放射線影響対策担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>法務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>(10) 公益認定等審議会及び<u>行政不服審査会</u>に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>6・7 〔略〕</p> <p>8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p><u>(5) 自衛官募集に関すること。</u></p> <p><u>(6) 〔略〕</u></p> <p><u>(7) 〔略〕</u></p> <p><u>(8) 〔略〕</u></p> <p><u>(9) 〔略〕</u></p> <p><u>(10) 〔略〕</u></p> <p><u>(11) 〔略〕</u></p> <p><u>(12) 〔略〕</u></p> <p><u>(13) 〔略〕</u></p> <p><u>(14) 〔略〕</u></p> <p><u>(15) 国民保護の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(16) 〔略〕</u></p> <p><u>(17) 〔略〕</u></p> <p><u>(18) 〔略〕</u></p> <p>防災消防担当の分掌事務</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 〔略〕</u></p> <p><u>(3) 〔略〕</u></p> <p><u>(4) 〔略〕</u></p> <p><u>(5) 〔略〕</u></p> <p><u>(6) 〔略〕</u></p> <p><u>(7) 〔略〕</u></p>

- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

政策担当、調整担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

調整担当及び管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

[略]

3～6 [略]

7 科学 I L C 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

科学技術担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 知的財産に関すること (ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。)

[略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)・(2) [略]

(3) ものづくり自動車産業振興課

(4) [略]

(5) [略]

(6) 企業立地推進課

(7) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

3 [略]

4 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

ものづくり産業振興担当の分掌事務

(1) ものづくり産業の振興に関すること。

(2) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

(3) 産業集積の促進に関すること。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。

自動車産業振興担当の分掌事務

(1) 自動車関連産業の振興に関すること。

(2) 自動車関連企業の誘致に関すること。

5 [略]

6 [略]

7 企業立地推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

企業立地推進担当の分掌事務

(1) 企業の誘致に関すること (ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。)

(2) 工業の立地条件整備のための調査及び企画に関すること。

(3) 農村地域への工業等の導入促進の企画に関すること。

- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

政策担当、調整分権担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

調整分権担当及び管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

[略]

3～6 [略]

7 科学 I L C 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

科学技術担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 知的財産に関すること (ものづくり自動車産業振興室の主管に属するものを除く。)

[略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) ものづくり自動車産業振興室

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

産業振興連携担当の分掌事務

(1) 産業振興連携の推進に関すること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(4) 工場の立地に関すること。

(5) 農村地域工業等導入促進対策審議会に関すること。

8 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

復興推進担当の分掌事務

(1) [略]

3 団体指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導検査担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 農業倉庫に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

担い手対策担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

農地・交流担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 農業委員会及び農業会議に関すること。

(4)～(8) [略]

6～8 [略]

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

水田農業担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

[略]

10・11 [略]

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 森林国営保険に関すること。

(8)・(9) [略]

6 [略]

7 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

ものづくり産業振興担当の分掌事務

(1) ものづくり産業（自動車関連産業を除く。）の振興に関すること。

(2) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

(3) 産業集積の促進に関すること。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。

企業立地推進担当の分掌事務

(1) 企業の誘致に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 工業の立地条件整備のための調査及び企画に関すること。

(3) 農村地域への工業等の導入促進の企画に関すること。

(4) 工場の立地に関すること。

(5) 農村地域工業等導入促進対策審議会に関すること。

自動車産業振興担当の分掌事務

(1) 自動車関連産業の振興に関すること。

(2) 自動車関連企業の誘致に関すること。

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

復興推進担当の分掌事務

(1) [略]

TPP対策担当の分掌事務

(1) 環太平洋パートナーシップ協定に係る対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3 団体指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導検査担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

担い手対策担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 農地中間管理事業に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

農地・交流担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構に関すること。

(4)～(8) [略]

6～8 [略]

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

水田農業担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 農産物検査に関すること。

[略]

10・11 [略]

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 森林保険に関すること。

(8)・(9) [略]

13・14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

漁港担当の分掌事務

(1) 水産基盤の整備（漁港区域に係る海岸保全を除く。）に関すること。

(2) 漁港施設災害復旧事業及び漁港災害関連事業に関すること。

(3) 水産土木工事に関する検査及び技術の指導に関すること。

海岸担当の分掌事務

(1) [略]

16・17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理開発担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

まちづくり担当の分掌事務

(1) 土地区画整理事業に関すること。

(2)～(6) [略]

9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

建築指導担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 建築士に関すること。

(3)～(8) [略]

(9) [略]

[略]

11・12 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 [略]

2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

(4) [略]

(5)～(7) [略]

推進協働担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

3 まちづくり再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

4・5 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務)

第13条の3 [略]

13・14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

漁港担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 水産基盤の整備（漁港区域に係る海岸保全を除く。）に関すること。

(7) 漁港施設災害復旧事業及び漁港災害関連事業に関すること。

海岸担当の分掌事務

(1) [略]

技術指導担当の分掌事務

(1) 水産土木工事に関する検査及び技術の指導に関すること。

16・17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理開発担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 土地区画整理事業（土地区画整理組合が施行するものに限る。）に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

まちづくり担当の分掌事務

(1) 土地区画整理事業（土地区画整理組合が施行するものを除く。）に関すること。

(2)～(6) [略]

9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

建築指導担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 建築士及び建築士事務所に関すること。

(3)～(8) [略]

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

(10) [略]

[略]

11・12 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 [略]

2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) いわての学び希望基金に関すること。

(5)～(7) [略]

推進協働担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

3 まちづくり再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

まちづくり再生担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

震災津波伝承施設整備担当の分掌事務

(1) 震災津波伝承施設の整備に関すること。

4・5 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務)

第13条の3 [略]

2 [略]

3 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

輸送・宿泊担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生並びに医療及び救護に関すること。

4 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

競技担当の分掌事務

(1) 国体（冬季大会を除く。）の競技運営に関すること。

式典担当の分掌事務

(1) [略]

冬季競技担当の分掌事務

(1) 国体のうち冬季大会の競技運営に関すること。

5 [略]

(分掌事務)

第15条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 指導審査担当及び出納担当の主管に属しないこと。

指導審査担当の分掌事務

(1) 出納員その他の会計職員の業務に関すること。

(2) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

[略]

(内部組織)

第19条 [略]

2 室、課及び所（普及サブセンターに限る。）の分掌事務は、別に定める。

(土木部)

第28条 [略]

2 [略]

3 次の表の名称の欄に掲げる出張所を 県南広域振興局土木部北上土木センターに置き、整備事務所を 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

[略]

4 出張所及び整備事務所の分掌事務は、別に定める。

5 [略]

6 [略]

(児童相談所)

第40条 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、第44条に定めるもののほか、次のとおりである。

[略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

2 [略]

3 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

輸送・交通担当の分掌事務

(1) [略]

宿泊・衛生担当の分掌事務

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生並びに医療及び救護に関すること。

4 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

競技担当の分掌事務

(1) 国体の競技運営に関すること。

式典担当の分掌事務

(1) [略]

5 [略]

(分掌事務)

第15条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

指導担当の分掌事務

(1) 出納員その他の会計職員の業務に関すること。

(2) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

(3) 事務処理の適正化の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 指導担当、審査担当及び出納担当の主管に属しないこと。

審査担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

(内部組織)

第19条 [略]

2 室、課及び所（普及サブセンター、西和賀出張所及び住田整備事務所に限る。）の分掌事務は、別に定める。

(土木部)

第28条 [略]

2 [略]

3 次の表の名称の欄に掲げる 県南広域振興局土木部北上土木センターに置かれる出張所及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに置かれる整備事務所の位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

[略]

4 [略]

5 [略]

(児童相談所)

第40条 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、第38条に定めるもののほか、次のとおりである。

[略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

本庁	[略]		
	出納局	[略]	
		出納指導監	[略]
	秘書広報室	首席調査監	[略]
		調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第4項調査担当の分掌事務を掌理する。
[略]			
総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務第1号、 <u>第6号、第8号、第9号、第10号、第12号</u> 及び <u>第14号</u> についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。	
[略]			
[略]			
[略]			

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	[略]
教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、 <u>助教授</u> 、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、 <u>講師</u> 、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築監視員、主任主事、主任技師、主事、技師、行政専門員、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員	

本庁	[略]		
	出納局	[略]	
		会計指導監	[略]
	秘書広報室	首席調査監	[略]
		総括調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第4項調査担当の分掌事務を掌理する。
	調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第4項調査担当の分掌事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、総括調査監に事故があるとき、又は総括調査監が欠けたときは、その職務を代理する。	
[略]			
総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務第1号、 <u>第7号、第9号、第10号、第11号、第13号</u> 及び <u>第15号</u> についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。	
[略]			
[略]			
[略]			

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	[略]
教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、 <u>准教授</u> 、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、 <u>上席講師</u> 、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、 <u>主査講師</u> 、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、 <u>主任講師</u> 、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築監視員、主任主事、主任技師、主事、技師、行政専門員、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、 <u>講師</u> 、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員	

教育職(1)	教授、助教授、講師、技術指導員、技師、行政専門員
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等 (第19条関係)

広域振興局	部等	課等
[略]		
県南広域振興局	経営企画部	[略]
		観光労働商業課
	[略]	
[略]		
県北広域振興局	[略]	
	水産部	[略]
		漁港漁村課
		用地課
[略]		

別表第2

1・2 [略]

3 広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務 (第24条―第27条関係)

分掌事務	分掌の区分								備考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
[略]									
6 農業倉庫に関すること。	○	○			○	○			
[略]									
67 森林国営保険に関すること。	[略]								
[略]									

[略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務 (第28条関係)

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
[略]			[略]
30 建築士事務所の登録及び指導監督に関すること。	[略]		
[略]			
40 [略]	[略]		
41 [略]	[略]		
42 [略]	[略]		[略]
43 [略]	[略]		
44 [略]	[略]		

[略]

教育職(1)	教授、准教授、主査講師、主査技術指導員、主任講師、主任技術指導員、講師、技術指導員、技師、行政専門員
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等 (第19条関係)

広域振興局	部等	課等
[略]		
県南広域振興局	経営企画部	[略]
		観光商業・食産業課
	[略]	
[略]		
県北広域振興局	[略]	
	水産部	[略]
		漁港漁村課
[略]		

別表第2

1・2 [略]

3 広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務 (第24条―第27条関係)

分掌事務	分掌の区分								備考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
[略]									
6 削除									
[略]									
67 森林保険に関すること。	[略]								
[略]									

[略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務 (第28条関係)

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
[略]			[略]
30 建築士事務所の指導監督に関すること。	[略]		
[略]			
40 [略]	[略]		
41 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。	○	○	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターを除く。 2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
42 [略]	[略]		
43 [略]	[略]		[略]
44 [略]	[略]		

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	経営支援課	[略]
	ものづくり自動車産業振興課	ものづくり産業振興担当課長 自動車産業振興課長
	産業経済交流課	地域産業担当課長 食産業担当課長 海外マーケット担当課長
	観光課	[略]
	企業立地推進課	企業立地推進担当課長
雇用対策・労働室	[略]	
[略]		
国体・障がい者スポーツ大会局	[略]	
	施設課	施設調整担当課長 輸送・宿泊担当課長
	競技式典課	競技担当課長 式典担当課長 冬季競技担当課長
障がい者スポーツ大会課	大会競技担当課長	
出納局		管理課長 指導審査課長 出納担当課長

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県公益認定等審議会	[略]
岩手県私立学校審議会	[略]
[略]	
岩手県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による規制区域の指定が相当であるかどうかの決定、規制区域内の土地に関する権利の移転等に対する知事の処分についての不服申立ての審査及び権利の移転等の届出があった場合において当該土地売買等の契約の締結の中止その他必要な措置を講ずべきことについての知事に対する意見の具申等に関すること。
岩手県生活衛生関係営業審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第6項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事並びに岩手県生活衛生関係営業審議会条例（平成12年岩手県条例第3号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額の決定に関する事項を調査審議すること。
[略]	
岩手県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関すること。
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	経営支援課	[略]
	産業経済交流課	地域産業課長 食産業担当課長 海外マーケット担当課長
	観光課	[略]
	雇用対策・労働室	[略]
	ものづくり自動車産業振興室	ものづくり産業振興課長 企業立地推進担当課長 自動車産業振興課長
[略]		
国体・障がい者スポーツ大会局	[略]	
	施設課	施設調整担当課長 輸送・交通担当課長 宿泊・衛生担当課長
	競技式典課	競技担当課長 式典担当課長
障がい者スポーツ大会課	大会運営担当課長 大会競技担当課長	
出納局		指導担当課長 管理課長 審査課長 出納担当課長

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県公益認定等審議会	[略]
岩手県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
岩手県私立学校審議会	[略]
[略]	
岩手県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による規制区域の指定が相当であるかどうかの決定、規制区域内の土地に関する権利の移転等に対する知事の処分についての審査請求に関する審査及び権利の移転等の届出があった場合において当該土地売買等の契約の締結の中止その他必要な措置を講ずべきことについての知事に対する意見の具申等に関すること。
岩手県生活衛生関係営業審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事並びに岩手県生活衛生関係営業審議会条例（平成12年岩手県条例第3号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額の決定に関する事項を調査審議すること。
[略]	
岩手県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員からの保険に関する審査の申立てに関する審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関すること。
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	

岩手県情報公開審査会	情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第23条の規定により、実施機関が行う行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の <u>決定</u> についての <u>不服申立て</u> について調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。	岩手県情報公開審査会	情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第23条の規定により、実施機関が行う行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の <u>決定等</u> についての <u>審査請求</u> について調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。
岩手県個人情報保護審査会	個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第51条の規定により、実施機関が行う個人情報の開示、訂正若しくは <u>利用停止</u> する旨又は個人情報の開示、訂正若しくは <u>利用停止しない旨の決定</u> についての <u>不服申立て</u> について調査審議すること。	岩手県個人情報保護審査会	個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第51条の規定により、実施機関が行う個人情報の開示、訂正若しくは <u>利用停止</u> をする旨又は個人情報の開示、訂正若しくは <u>利用停止をしない旨の決定等</u> についての <u>審査請求</u> について調査審議すること。
岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、 <u>個人情報の本人以外からの収集等</u> に関し調査審議し、 <u>及び同条例の実施</u> に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。	岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、 <u>同条例の規定</u> によりその権限に属させられた事項及び行政手続における <u>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</u> を調査審議し、 <u>並びに同条例の実施</u> に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。
[略]		[略]	
岩手県特定大規模集客施設地誘導審議会	[略]	岩手県特定大規模集客施設地誘導審議会	[略]
岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会	岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例（昭和46年岩手県条例第32号）第2条の規定により、 <u>農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。</u>	岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会	岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例（昭和46年岩手県条例第32号）第2条の規定により、 <u>農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。</u>
岩手県職業能力開発審議会	[略]	岩手県職業能力開発審議会	[略]
岩手県契約審議会	[略]	岩手県契約審議会	[略]
岩手県農政審議会	[略]	岩手県農政審議会	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年3月31日から施行する。

(公有財産規則の一部改正)

- 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長並びに出納局にあつては<u>出納指導監</u></p> <p>イ〜キ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長並びに出納局にあつては<u>会計指導監</u></p> <p>イ〜キ [略]</p>

(3)～(6) [略]	(3)～(6) [略]
-------------	-------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(債権の管理に関する規則の一部改正)

3 債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長並びに出納局にあっては<u>出納指導監</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長並びに出納局にあっては<u>会計指導監</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

4 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>別表第1（第2条～第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の</td> <td>本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td>出納局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td><u>指導審査課長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の	本庁	[略]	事務部	出納局	[略]	局		<u>指導審査課長</u>			[略]	[略]			[略]			<p>別表第1（第2条～第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の</td> <td>本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td>出納局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td><u>審査課長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の	本庁	[略]	事務部	出納局	[略]	局		<u>審査課長</u>			[略]	[略]			[略]		
組 織		職 等																																									
知事の	本庁	[略]																																									
事務部	出納局	[略]																																									
局		<u>指導審査課長</u>																																									
		[略]																																									
[略]																																											
[略]																																											
組 織		職 等																																									
知事の	本庁	[略]																																									
事務部	出納局	[略]																																									
局		<u>審査課長</u>																																									
		[略]																																									
[略]																																											
[略]																																											

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)

5 知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成11年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長、所長、<u>出納指導監及び調査監</u>をいう。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長、所長、<u>会計指導監及び総括調査監</u>をいう。</p> <p>(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(会計管理者の事務の代理に関する規則の一部改正)

6 会計管理者の事務の代理に関する規則（平成20年岩手県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務を代理する者)</p> <p>第2条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長、<u>出納指導監</u>、<u>出納局管理課長</u>及び<u>出納局指導審査課長</u>の職にある職員とし、その順序は、出納局長を第1順位、<u>出納指導監</u>を第2順位、<u>出納局管理課長</u>を第3順位、<u>出納局指導審査課長</u>を第4順位とする。</p>	<p>(事務を代理する者)</p> <p>第2条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長、<u>会計指導監</u>、<u>出納局管理課長</u>及び<u>出納局審査課長</u>の職にある職員とし、その順序は、出納局長を第1順位、<u>会計指導監</u>を第2順位、<u>出納局管理課長</u>を第3順位、<u>出納局審査課長</u>を第4順位とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。